

平成30年12月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち、石油給湯機付ふろがま1件、
半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、
電気カーペット1件、液晶テレビ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち発電機(携帯型)1件、換気扇(床下用)1件、
食器洗い乾燥機1件、照明器具1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800566	平成30年12月13日	平成30年12月21日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(M)	株式会社コロナ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から15年以上経過した製品
A201800567	平成30年12月14日	平成30年12月21日	半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-5021WZD-F	株式会社ノーリツ	CO中毒軽症1名	施設で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負った。現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800560	平成30年11月18日	平成30年12月20日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	DA-S1260R(WH)	ユアサプライムス株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛媛県	平成30年11月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月10日
A201800561	平成30年11月27日	平成30年12月20日	電気カーペット	WA-203S	ワタナベ工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	平成30年12月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月17日 平成27年5月14日から自主改修を実施
A201800565	平成30年12月14日	平成30年12月21日	液晶テレビ	LC-60W7	シャープ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800558	平成30年9月	平成30年12月20日	発電機(携帯型)	CO中毒 軽症5名	工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により5名が軽症を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月17日
A201800559	平成30年11月24日	平成30年12月20日	換気扇(床下用)	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	照明器具に関する事故(A201800563)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月14日
A201800562	平成30年12月8日	平成30年12月20日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A201800563	平成30年11月24日	平成30年12月20日	照明器具	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	換気扇(床下用)に関する事故(A201800559)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月10日
A201800564	平成30年11月22日	平成30年12月21日	延長コード	火災	当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福井県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月14日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

電気温風機（セラミックファンヒーター）（管理番号:A201800560）



電気カーペット（管理番号:A201800561）



液晶テレビ（管理番号:A201800565）

